

特集：「週6日制」への回帰の是非をめぐって
教員から見た土曜授業

松本浩之
(文教大学情報学部)

Saturday Classes Based on Teachers' Views

MATSUMOTO HIROYUKI

(Faculty of Information and Communication, Bunkyo University)

要旨

文科省が発表した来年度土曜授業を行う公立校への補助金制度について検討し、すでに始まっている東京都を始めいくつかの自治体の土曜授業の状況と比較した。さらに、今後教職員の土曜日勤務がどのような形になるのかについて予想し、現職教員の今の思いを取り上げ、教員の立場から土曜授業のあり方について提案を行った。

1. はじめに

2013年8月27日付けの読売新聞で次のような報道がなされた。

「文部科学省は来年度から、小中高校生らの学力向上に向け、土曜授業を行う公立校への補助制度を設ける方針を決めた。地域の人材を講師にするなどし、月1回以上実施することを想定。地域と学校のつながりをより強めることも狙う。講師への謝礼や教材費など土曜授業に必要な費用を補助して実施自治体を後押しし、来年度から3年間で全公立校での土曜授業実施を目指す。

(中略)

同省では週5日制の導入に伴い、学校教育法施行規則(省令)で土曜日を休業日とし、土曜授業を「特別の必要がある場合」と例外扱いしていた。今秋、この省令を改正し、自治体の判断で実施できるようにした上で、補助制度の創設で土曜授業を推進する。

地域の会社員や公務員らに土曜日に学校に

来てもらって、体験活動といった総合的な学習を行うことなどを想定。英語や補習的な学習も行い、幅広い学力向上にもつなげる。地域の人材を講師にすることで、教員の人件費や休日確保などの課題も解決できるという。人材を学校と結ぶコーディネーター役や、講師への謝金と教材費などの3分の1を補助する。補助対象は小学校約4000校、中学校約2000校、高校など約700校を予定している。」

現行学習指導要領が小学校で全面实施される1年前の平成22年度から東京都は、地域住民や保護者への授業公開することを条件に小・中学校において月2回までの土曜授業の実施を認めた。文科省はこれに対して、あくまで地域住民や保護者との交流による「開かれた学校づくり」の一環という位置付けで、土曜授業の実施を容認した。^①その後、小学校での全面实施となった平成23年度の前からは栃木県、さいたま市などでも土曜授業

復活に向けた動きが始まり、この平成25年度からは都道府県と政令市の少なくとも16都道府県市の小・中学校で土曜授業が実施されることになった。⁽²⁾ 東京都の方針に対してあくまで「容認」という形で消極的姿勢を見せていた文科省だったが、本年3月に省内に、義家弘介大臣政務官を主査とする「土曜授業に関する検討チーム」を立ち上げ、土曜授業を実施している関係者等からのヒアリングも行いつつ、土曜授業の在り方について検討を行い、この6月28日には「中間まとめ」を公表した。あくまで「これまでの検討を踏まえた論点を中間的に整理し、国民的な議論に資するよう公表するもの」としながらも、「学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、その推進のための制度設計」について検討を行った。このような公立小・中学校における土曜授業実施を積極的に奨励する方向転換が具体的に反映されたのが冒頭に引用した新聞報道だったと考えることができる。

2. 各自治体と文科省の構想のずれ

このように、文科省は土曜授業に向けた各自治体の積極的な姿勢を受け入れ、これを積極的に奨励する方針に舵を切ったように見える。しかし、果たして自治体と文科省の考えは一致したと言えるのだろうか。

まず始めに土曜授業に踏み切った東京都の趣旨を見てみよう。東京都教育庁は平成22年1月14日に「土曜日における授業の実施に係る留意点について」という通知文を公表している。これによると、土曜日における授業実施が求められる背景として現状のように土曜日が休業の状態では「家庭や地域の教育力が必ずしも十分ではない地域等においては、無目的に過ごしたり、生活のリズムを乱したりする子供」がいること。「現在、補習等のために多くの教員が土曜日に出勤」していること、「週時程が過密で平日に補習等を実

施できないことから、土曜日に行う学校が増えてきているが」土曜日が休業日であることから、「指導を要する児童・生徒全員を対象とすることが困難」なこと、土曜が休業日である現在「十分な授業時数を確保することが困難なことから、長期休業日の短縮を実施する学校も毎年増加」していることなどを挙げている。さらに通知文では「土曜日における授業の実施に係る留意点」として「土曜日における授業は、すべての学校で一律に実施するものではなく、必要とする区市町村教育委員会や学校の自主的な判断により実施する。」と付言している。⁽³⁾

ここから見て取れる東京都の意図をまとめると、新学習指導要領の実施に伴い、授業時数が増え、平日だけの授業では時数確保が難しくなった。従来から一部の地域や学校では児童・生徒の補習が土曜日に行われてきたが土曜日が休業日であるため補習を受けさせたい児童・生徒を確実に呼び集めることができなかった。土曜日の一部でも授業日にできれば地域や家庭では学習機会に恵まれない児童・生徒に対して、確実に学力向上のためのプログラムを提供することが可能になる、ということになるだろう。その内容としても、3つのうちの一番目に「確かな学力の定着を図る授業の公開」を挙げている

これに対して文科省は、先の新聞記事によれば、「地域の会社員や公務員らに土曜日に学校に来てもらって、体験活動といった総合的な学習を行うことなどを想定。英語や補習的な学習も行い、幅広い学力向上にもつなげる。地域の人材を講師にすることで、教員の人件費や休日確保などの課題も解決できる」という考え方を打ち出している。すなわち、平日に行う授業の補習を教員が行うのではなく、学校外の人材に「幅広い学力」を養ってもらう形を強調しており、東京都の方針とは微妙な色合いの違いを見せている。東京都以外の自治体はどうかというと、国語・算数の

復習、発展学習中心（香川県 東かがわ市）、家庭・地域との連携による行事や授業・保護者、地域住民等への公開授業（福岡市）過疎地で塾もなく、学力向上の責務が学校にあることから導入。（熊本県 産山村）新指導要領に必要な授業時数の確保と教育活動の円滑な実施と学校・家庭・地域が連携した教育の充実のため（埼玉県 鴻巣市）、家庭や地域と連携した学習活動や学校公開に限定（従前からあったものの整備）（栃木県）⁽⁴⁾と、まちまちであるが、教科の授業の補充・発展的な学習を土曜授業に盛り込みたいという声も混じっているのは確かなようだ。

3. 構想のずれの背景

筆者はこのような各自自治体と文科省の構想の微妙なずれの背景にあるのは、両者の基本的な構え方の違いだと考える。

すなわち各自自治体側の構えは柔軟で、要は授業時数が増えたのだから平日に入りきらなくなった時数は、土曜日を授業日として復活させて授業すればよいという考え方である。これに対して文科省は学校週5日制の理念を基本的に維持するという構えだ。つまり6月の中間報告では「土曜日において、子供たちに、学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会などこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域のすべての大人が連携し、役割分担しながら取組を充実する必要がある。」と述べられており、これは平成14年度から完全実施された学校週5日制の基本理念「学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てる」と、ほとんど変わらないと読み取れるからである。⁽⁵⁾

土曜授業の発想は、土曜日を授業日として子どもたち全員を登校させて教えるということにあるだろう。これは、土曜日を休業日にしてゆとりの中で学校での学びとは違ったものを学びとらせるという理念とは対立する。

4. 教職員抜きの土曜授業の可能性

理念にずれがあるにせよ、実質的に土曜授業ができるようになればよいという考え方もできるだろう。実際各自自治体も、文科省も土曜授業推進のねらいは、すべての子どもに対して学力（つきたい学力の内容には違いがあるにせよ）をつけることにあるとっている点では同じである。そして、土曜授業は平日授業の振替にはしないという点でも同じだろう。

しかし決定的に違ってくる部分がある。それは教職員の土曜日勤務だ。普通に考えれば子どもが授業のために登校する日なのだから教職員は同然勤務日になるだろう。しかし文科省の方針ではそうはならない。冒頭の予算措置も、教職員に替わる人材確保のためのものと見て取れる。「先生方は今まで通り休業日でいいですよ。かわりの先生を確保しますから。」ということになる。果たしてこれは可能だろうか

冒頭の記事にある文科省の計画どおり全公立校で月1回の土曜授業が始まったとしよう。土曜日にどれくらいの授業時数を割り当てるかは、学校によって違って来るだろうが、仮に4時間を割り当てた場合年間で40時間前後の授業が可能だ。これは時間割上で言えば十分な1コマ分に相当する。もし、この1コマ分を教科・領域の1コマにしたとして、それを教職員抜きの経営することは可能だろうか。「例えば、地域と連携した体験活動を行ったり、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得たりするなど、土曜日に実施することのメリットを活かしながら、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業」⁽⁶⁾を持ってきたとしよう。道徳の時間あるいは学級活動の時間1コマ分を教職員が関わらずに外部の講師などが土曜日に授業する、そういうことになる。

このような状況はもはや想定することさえ出来ないのは明らかだろう。その学校の教職

員が関わらずに年間の道徳の時間の経営や学級活動の時間の経営がなされるということは考えられない。教員免許状を持たない外部の講師が授業の主体となって1年間通すとしたら、それは教員が学校教育活動の一部を放棄したに等しいことになる。

そうすると可能性として考えられるのは、土曜授業のみでは完結し得ない教科・領域を割り当てる事である。例えば総合的な学習の時間を割り当てることにしよう。土曜授業の趣旨からはもっとも馴染みやすそうな領域である。週2コマ配当になっている学年ならば1コマを平日に、1コマを土曜授業でということになろう。さてこの場合、土曜日に教職員は休んで外部の講師などが授業するという形は現実的だろうか。筆者は困難と考える。平日での1コマとのつながりがあるから、授業のお膳立ては当然教員の仕事になろう。お膳立てしておいて土曜日に教員は休んで外部講師に委ねるといことは到底できそうにもないと感ずる。先生方は子ども達の様子が気になる。結局土曜日も休日返上で直接授業は受け持たないにせよ子ども達の指導に当たることになると思われる。すなわち、文科省の計画どおり土曜授業が推進された場合、教員はその日に顔を出さざるを得なくなり、教員の土曜休業日が実質的に月に1日減ることになると予想される。さらに週2コマ配当の教科・領域であってもそのうちの1コマを全くの教員以外の者が専任で授業するという事は法令上可能なのかという問題も残る。

5. 想定の切り替え

以上のように、文科省の計画のように教職員の土曜休業をそのままにして子ども達だけ授業を受けさせるという形は法令上の問題とともに教職員に実質的な仕事の負担を増やすと懸念される。

ではここで想定を切り替え、文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」が①として検討した「全国一律で土曜授業を制度化」し

「原則土曜日に授業を行う制度へ変更」⁽⁷⁾ がなされたとしてみよう。

この想定は平成4年度以前のように毎週土曜日は午前中に授業を行う制度に戻ることを意味する。土曜授業を推進する一部の自治体ではこの制度変更を望む声もあるだろう。ネット上での一般の投稿などにも支持する意見が多数見られる。これは、望ましい改善となるだろうか。

6. 教職員のサイドから考える

このように「学校週6日制」に戻ったとしよう。これは学力向上や地域の教育力の活用、特色ある学校づくりにとってはメリットがあるかもしれない。教職員の側から見たときどうだろうか。

筆者はこの論稿を認めるにあたって、知り合いの小・中・高教員10名ほどに土曜授業についてインタビューを行った。端的に土曜授業の実施についてどう思うか聞いたところ、全員から実施は好ましくないという回答を得た。その理由については、これも全員から仕事が増えて、ますます余裕がなくなるからという回答が返ってきた。理屈からすれば今まで平日に詰め込んできた仕事の一部を土曜日に回すわけだから、少なくとも1週当たりの教員の仕事量は変わらずに、平日の仕事量だけ取り上げれば現状よりも軽減すると思われるのになぜこのような回答が返ってくるのだろうか。この事情について考察する。

近年教員の病気休職者数がじわじわと増加傾向にある。文科省の調査によれば平成23年度の病気休職者数は、全国で8544人、そのうち精神疾患による休職者数は、5274人にのぼっている。平成14年度の病気休職者は2687名なので、ここ10年間に約2倍に増えたと言ってよい。⁽⁸⁾病気休職者の増加の原因については、各方面から様々な検討がなされているが、由布は、「精神疾患を伴う休職者の増加はストレスやバーンアウトと無関係ではない」とし、教師の仕事の実態把握とバー

ンアウトの原因究明について考察している。その結果、仕事量の多さや限定された時間といった物理的な多忙が教師をバーンアウトに陥れるのではなく、多忙が多忙感に変容した時に教師は疲弊を感じ、バーンアウトに陥りがちになるとしている。⁽⁹⁾

確かな結論は今後の研究に委ねるべきだろうが、土曜授業の実施は、まず教員が学校に1日多く出勤するという点で教員を多忙にする。さらに、出勤の手間以外で教員の仕事を増やすかどうかはともかく、教員の多忙感を増すのは確実ではないかと考えられる。今まで休んでよかった土曜日に出勤しなければならぬという気持ちの負担は大きいだろう。⁽¹⁰⁾ さらに外部からの講師などが頻繁に来校して授業を受け持つことになれば、その講師のコーディネートや授業設計への配慮が必要になり、直接子どもとかかわりのない仕事が物理的に増加することはほぼ確実だ。このことは教師の多忙感をますます増大させると考えられる。

また、教員は常に種類やレベルの異なる仕事を同時に複数かかえており、状況に応じてそれらをこなす優先順位を瞬時に決定して日常の教育活動を積み上げている。また近年学習指導、生徒指導に関わる新たな教育課題が様々な形で学校教育に盛り込まれてきたことは言うに及ぶまい。そして従来からの子どもと直接かかわる仕事には終わりが無いとも言われる。やろうと思えばいくらでも仕事は湧いて出るのである。このような勤務状況の中で、6時間目までであった日課が5時間目までになったとしてもその分教員に実質的な休業を与えることができるとは考えにくい。多忙感も決して軽減されることはないだろう。

土曜授業の実施は教員には歓迎されていない。インタビューを終えた率直な感想である。それでも教育委員会から、そして校長から「やる」という計画が出されればそれに逆らうことはしないだろう。教員はますます疲労感を募らせ、疲弊していくのではあるまいか。

7. 土曜半ドンのノスタルジー

学校週5日制が完全実施されたころからすでに土曜授業復活の是非をめぐる議論がインターネットの掲示板などでにぎやかなようだ。その中の土曜授業復活賛成論者の多くはかつて子どもの時に土曜半ドンの経験のある大人だ。掲示板には土曜日に午前中の授業を終えてお昼で下校するときの何とも言えない開放感を懐かしむ書き込みが多数見られた。このような情緒的な賛成論者は一般社会人に限った人たちばかりではない。筆者は公立小学校の教員時代の大半を土曜半ドンの日課の中で過ごした。筆者にもこの一種のノスタルジーは理解できるのである。⁽¹¹⁾ この雰囲気にも達学の学力低下を懸念する論調が合わさって、土曜日授業の復活は後押しされたと言える。

8. 教員に負担のない土曜授業を

文科省が本腰を入れて土曜授業実施に乗り出した以上、この流れはしばらく続くであろう。困難な道だと知りつつも主張しなければならないのは、教員にこれ以上の負担のかからない土曜授業実施の配慮をお願いしたいということである。いくつか具体策をあげてみよう。

- 土曜授業を担当する外部の講師には教員免許状所有者をあてる
- 外部の講師には平日の教員の授業の参観を義務づけ、授業の引き継ぎの手間を省くなどの工夫をする
- 総合的な学習の時間などを実施する場合は、土曜授業のみで完結する単元を開発する。開発には教員の手間をかけないで済むように工夫する。
- 小学校の場合、市町村レベルで外国語活動など領域を指定して専門の外部の講師を派遣し、土曜授業完結型のカリキュラムを開発する。

日本の学校の教員は優秀でやる気に満ちている。しかし多忙である。これ以上多忙を強ければ多忙感が募り、退職者の山を生むこと

につながりかねない。教員に無理のない土曜授業が推進されていくことを切に望む。

注

- (1) 平成24年2月24日衆議院国会審議における「公立小中学校における土曜授業の試行に関する質問に対する政府答弁書」
- (2) 平成25年4月1日 日本教育新聞一面記事
- (3) 平成22年1月14日東京都教育庁通知「土曜日における授業の実施に係る留意点について」
<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/pr100114d.htm> (平成25年9月26日現在)
- (4) 土曜教育他府県状況 (各種報道より：24年6月現在)
http://www.kyoto-be.ne.jp/Kyoto-be/cms/?action=common_download_main&upload_id=1411 (平成25年9月26日現在)
- (5) 文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめ
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/09/17/1339643_2.pdf (平成25年9月26日現在)
この中間まとめでは、「①全国一律で土曜授業を制度化する場合(隔週等で実施する場合を含む) ②設置者の判断で土曜授業を実施する場合(隔週等で実施する場合を含む)」の「二つの場合に分けて検討を行った」とし、それぞれの検討結果をまとめて報告しているが、結論としては「まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行うことが考

えられる。」とあるように、②の方向、つまり土曜日は現行どおり休業日のままとしておいて、「学校教育法施行規則を改正し、設置者の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能」になるようにする方向が妥当であることが示唆されている。

- (6) 文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめ
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/09/17/1339643_2.pdf (平成25年9月26日現在)
- (7) 文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめ
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/09/17/1339643_2.pdf (平成25年9月26日現在)
- (8) 文部科学省「教職員のメンタルヘルスの現状」P31
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/03/29/1332655_04.pdf (平成25年9月26日現在)
- (9) 由布佐和子編著「転換期の教師」放送大学振興会2007 pp14-15
- (10) 中学校や高等学校で部活動を担当する者は土曜日にも学校に行き指導をしていたのだから、多忙感は増加しないのではと思われるが、休むことができる日に行くことと、休むことのできない日に行くことでは大きな差があるのだということをインタビューで力説する教員もいた。
- (11) 筆者がこのようなノスタルジーを持つことができるのは、現職を去ったことによるのだろう。